

談話室

果物の生産と持続型農業

やま
山
ぐち
口

あきら
昭

「農産物表示に関するガイドライン」の制定

1989 年、農林水産省に「有機農業対策室」が設けられた。当時、有機農産物への関心の高まりはあったものの、一般市場に流通するほどの有機農産物の生産ではなく、生産者と消費者との直接取引による「産消提携」が始まつたばかりであった。最初にとりかかった仕事は、有機農業と言われるもの実態調査であった。92 年、「有機農業対策室」を「環境保全型農業対策室」と改め、「有機」、「自然」、「完熟」、「健康」など混乱していた農産物の表示を是正するため、「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を制定した(表-1)。「有機農産物等」は六つに区分された。「有機農産物」は「化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壤改良資材を一切使わずに三年以上を経過し、堆肥などによる土作りを行った圃場で収穫されたもの」と定義された。「減」は、その地域でその作物に慣行として使用されている量のほぼ五割以下を使用した圃場の生産物に対する表示を意味した。これに対し、消費者団体や有機農業関係者から、①無農薬、無化学肥料の表示は、「無」のインパクトが強く、「有機」よりも優良なものと誤認される、②「減」の五割削減は根拠が曖昧であるなどの意見が寄せられた。これらの点を見直し、97 年に「有機農産物」と「特別栽培農産物」とに二大別し「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に改正した。

表-1 ガイドラインにおける農産物の区分

1997(平成9)年ガイドライン	1992(平成4)年ガイドライン
・有機農産物 (含転換期間中有機農産物)	・有機農産物 ・転換期間中有機農産物
・特別栽培農産物	・無農薬栽培農産物 ・無化学肥料栽培農産物 ・減農薬栽培農産物 ・減化学肥料栽培農産物

Fruits Production under Sustainable Agriculture. By
Akira YAMAGUCHI

(キーワード: 果樹農業、環境保全型農業、持続型農業、減農薬栽培)

「有機農産物」に検査認証制度を導入

米国では、1990 年の「農業法」を受けて各州や民間に検査認証機関が設立され、オーガニック食品の生産と流通(輸出を含む)が活発化した。ヨーロッパでは EU 基準に基づいた認証制度によって、オーガニック食品の生産と普及が進んでいる。その背景には、畑作と畜産を中心とした農業の中で、化学肥料の多投による耕土浸食・塩類集積・灌溉水の枯渇・地下水汚染などの生産阻害要因が顕在化し、いや応なしに低投入持続型農業への転換が迫られていたという事情があった。

一方、FAO と WHO 合同の食品規格委員会(コードックス委員会)が有機農産物の生産・加工・流通に関する国際基準を制定した。我が国では、92 年のガイドライン制定時から「生産管理要領」が定められ、生産圃場の設定や栽培責任者および確認責任者のなすべきことが定められていたが、強制力がないので、早くから認証制度の確立が望まれていた。そこで、2000 年日本農林規格(JAS)の中に有機農産物とその加工食品についての検査・認証制度を導入した。ただし、ここには「特別栽培農産物」は含まれていない。

新農業基本法の制定

94 年には、環境基本法の成立を受けて農水省内に「環境保全型農業推進本部」が設置された。95 年我が国は WTO に加盟し、農産物貿易自由化の荒波に船出した。99 年には新農業基本法(食料・農業・農村基本法)が制定され、同時に持続型農業促進法(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)が施行された。このことは、わが国の農業を能率と効率を優先させた農業から、農村の多面的機能を重視した持続型農業へと大きく舵を切ったことを意味する。すなわち、食料自給率の向上を図ることが、我が国の農業と農村を維持発展させる道なのである。ここで「特別栽培農産物」の重要性が浮かび上がってくる。

「特別栽培農産物」の重要性

「有機農産物」の日本農林規格への法制化に当たって

は、国際規格であるコーデックス委員会の基準に準拠せざるを得なかつたため、極めて厳格な基準となつてゐる。しかし、「有機農産物」の生産量はいまだ少なく、流通は産消提携が主流である。高温多湿の気象条件下でかつ少面積に多種多様の作物が栽培されている我が農業の実態をふまえ、環境保全的立場から見たとき、「特別栽培農産物」の生産を飛躍的に増やす必要がある。そうしなければ、認証済みの外国産オーガニックの輸入に押され、我が国の農業は衰退するであろう。

果物の減農薬栽培

果物の生産にとって化学農薬は欠かすことのできない生産資材である。なぜなら、果樹は永年作物であり、樹体内に越冬病原菌や越冬虫卵などを内包しているため、これまで休眠期・発芽期・開花期……等にいわゆるスケジュール防除が行われてきた。最近では、農薬の使用量を少しでも減らそうと様々な試みが行われている。病虫害抵抗性品種の導入・生物防除・天敵生物の利用・フェロモン剤の利用・昆虫成長制御剤の利用・弱毒ウイルスの利用等々数々の手段が研究され、実際かなりの成果を挙げてはいるが、これで化学農薬・化学肥料を一切使わない栽培（「有機農産物」の生産）を行うことは至難の業である。

92年から5年間、熊本県不知火町のミカン園で行った環境保全型農業の実証試験で、枯れ枝除去（黒点病防除）・ボーベリア菌の導入（ゴマダラカミキリ対策）・樹形改造によるSSの導入などできる限りの手段を用いても、市場で取引可能なミカンを生産するためには、慣行栽培に比べて、殺菌剤で1~2回、殺虫剤で3~4回の削減をするのが精一杯であった。

同じく、山形県東根市のリンゴ園で行った試験では、4種混合フェロモン剤（コンフューザーA）の利用で、殺虫剤の散布回数を減らすことはできたが、リンゴの価格で慣行栽培のものよりkg当たり18.8円安く、食味などの品質には遜色がなかったものの、果実の大きさ・着色ともやや劣る結果であった。

「特別栽培農産物」の増産に期待

一般に消費者は、一切農薬を使わない農産物をしかも市販の農産物と同じ価格で入手したいと願っている。一方、農薬の使用を減らそうと努力している生産者でも天候の具合や病害虫の発生いかんによっては、農薬を使わざるを得ず、また除草を人力で行うと経費もかかるので、慣行栽培のものより高値で販売したいと願っている。この両者の溝を埋める方法はないものだろうか？

BSE問題以来、農水省は「消費者に軸足を置いた」農政に力を入れると表明している。これまでの農政が生産者の方しか見ていないかったとすれば、それに対する反省は必要であろうが、何でも消費者の言うなりになるのが消費者に軸足を置いたことにはならないはずである。

イギリスでは、大量生産の画一的農産物に飽き足らず、本当に自分達の欲しい品質の農産物を手に入れるために、自分達が望む品質の物を作ってくれる生産者にその費用を負担するシステム（フェアトレード）を立ちあげた消費者グループがあるという。農薬を一切使わない農産物が欲しいなら、そのために余計にかかる費用を負担するのが筋というものではないだろうか。それが嫌なら、必要最小限農薬が使用された農産物を購入して欲しい。登録された農薬が安全使用基準に従って使用されている限り健康が脅かされることはないのだから。

「特別栽培農産物」増産の条件

「特別栽培農産物」増産のためにクリアしなければならない第一の問題は表示の基準である。ガイドラインでは「減農薬」の条件は、その地域での慣行栽培で用いられている農薬のおおよそ五割以下が目安とされたが、これには反対も多い。私は、用いた農薬の使用時期・種類・濃度等をすべて記録し、農産物に表示することを提案したい。そんなことはとてもできないという反対もある。しかし、生産者が自分で使用した農薬の種類と濃度を記録し農産物に記載することは、生産者の義務であるはずだし、一方消費者は農産物に記載された農薬の情報を探り理解できるよう勉強してもらわなければならない。コンビニで売っている弁当にさえ、使用したすべての成分が記載されているではないか。やる気になればできない話ではないと思う。第二は認証の問題である。誰が「減」を確認し、誰が保証するのか？非常に難しい問題であるが、現在、有識者を集めた委員会でこれらについての検討が進められている。いい結論が得られ、一刻も早く実施に移されることを切望するものである。農産物の生産は、工業製品と違い一定の工程に従えばどこで作っても同じ品質の製品ができるのとは違い、気候や土壤条件の違いによって違った品質の農産物ができるてくる。生産者も流通業者も所詮は消費者なのである。それぞれの立場を思いやる相互信頼関係の確立こそが「特別栽培農産物」増産のカギであり、我が国農業の再生をもたらすものであると考える。

以上、私が農水省を定年退職後、十余年にわたって関連の委員会に携わってきた経験に基づく「持続型農業（環境保全型農業）」についての感想と希望である。